

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年8月24日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101654号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200056号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成23年8月31日は19万7,000円、同年12月31日は19万8,000円、平成26年8月31日は14万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月31日、同年12月31日及び平成26年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月31日、同年12月31日及び平成26年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年12月
③ 平成22年12月
④ 平成23年8月
⑤ 平成23年12月
⑥ 平成25年8月
⑦ 平成26年8月

請求期間①から⑦までの各期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間④、⑤及び⑦について、B市から提出された平成24年度(平成23年分)及び平成27年度(平成26年分)市民税・県民税所得照会回答用証明書、A社から提出された平成26年度に係る給料及び賞与の支給額データ並びに同社の回答から判断すると、請求者は、同社から請求期間④、⑤及び⑦の各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、請求期間④、⑤及び⑦の各期間に係る標準賞与額については、当該所得照会回答用証明書等から確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間④は19万7,000円、請求期間⑤は19万8,000円、請求期間⑦は14万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間④、⑤及び⑦の各期間に係る賞与支払日については、当該支払日を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、賞与支払月の末日である平成 23 年 8 月 31 日、同年 12 月 31 日及び平成 26 年 8 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間④、⑤及び⑦の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社及び同社の社会保険事務担当者は不明である旨回答及び陳述しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①、②及び③について、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるところ、A 社は、請求期間①、②及び③の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、B 市は、保存年限経過のため平成 22 年分以前の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間⑥について、A 社は、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、B 市から提出された平成 26 年度（平成 25 年分）市民税・県民税所得照会回答用証明書に記載されている社会保険料控除額は、請求者の同年に係るオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料並びに当該所得照会回答用証明書に記載されている給与収入額に見合う雇用保険料の合計額と同じ額であることから、当該所得照会回答用証明書により請求期間⑥に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び⑥の各期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①、②、③及び⑥の各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200081号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200057号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、請求期間について、A社C支店において継続して勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録によると、請求者は、平成4年3月30日にA社C支店を退職し、同年4月1日に同支店に採用されたことが確認でき、B社D部総務課人事係の担当者は、請求者の請求期間に係る勤務実態について、不明である旨陳述している。

また、B社及び前述の担当者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について、資料がないため不明である旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200060号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200058号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年2月15日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成18年2月15日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年2月15日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年2月15日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社の資格喪失年月日が平成18年2月15日となっているが、同社には同年2月28日まで在籍し、同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を同社における被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しているが、請求者の厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が、雇用保険の記録における離職年月日の翌日となっており、事業主が請求内容どおりの届出をしたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から請求者の資格喪失年月日を平成18年2月15日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200047号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200059号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成23年8月31日及び同年12月31日は16万1,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年12月
③ 平成22年12月
④ 平成23年8月
⑤ 平成23年12月
⑥ 平成25年8月
⑦ 平成26年8月

請求期間①から⑦までの各期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間④及び⑤について、B市から提出された平成24年度(平成23年分)市民税・県民税所得照会回答用証明書及びA社の回答から判断すると、請求者は、同社から請求期間④及び⑤の各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、請求期間④及び⑤の各期間に係る標準賞与額については、当該所得照会回答用証明書等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から16万1,000円とすることが妥当である。

また、請求期間④及び⑤の各期間に係る賞与支払日については、当該支払日を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、賞与支払月の末日である平成23年8月31日及び同年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間④及び⑤の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①、②及び③について、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるところ、A社は、請求期間①、②及び③の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、B市は、保存年限経過のため平成22年分以前の給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③の各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間⑥について、A社は、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、B市から提出された平成26年度（平成25年分）市民税・県民税所得照会回答用証明書に記載されている社会保険料控除額は、請求者の同年に係るオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料並びに当該所得照会回答用証明書に記載されている給与収入額に見合う雇用保険料の合計額と同じ額であることから、当該所得照会回答用証明書により請求期間⑥に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたこととはうかがえない。

さらに、請求期間⑦について、A社から提出された平成26年度に係る給料及び賞与の支給額データ等から、請求者の当該期間に係る賞与の支払がうかがえるものの、同社は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、平成27年度（平成26年分）市民税・県民税所得照会回答用証明書に記載されている社会保険料控除額は、請求者の同年に係るオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料並びに当該所得照会回答用証明書に記載されている給与収入額に見合う雇用保険料の合計額と概ね同じ額であることから、当該所得照会回答用証明書により請求期間⑦に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたこととはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③、⑥及び⑦の各期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①、②、③、⑥及び⑦の各期間に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100370号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200060号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は46万8,000円、同年12月5日は49万3,000円、平成16年7月16日は46万円、同年12月3日は52万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は46万8,000円、請求期間②は49万3,000円、請求期間③は46万円、請求期間④は52万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日及び請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101651号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成7年1月1日まで
請求期間において、B職としてA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。
採用の際に、人事担当者から厚生年金保険に加入すると聞いた記憶があるので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成18年7月1日に合併を理由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の後継事業所であるC社及び同社の担当者は、現存する資料に請求者の氏名を確認できず当時の状況は不明である旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない上、オンライン記録において、請求者は請求期間に政府管掌健康保険に加入する配偶者(当時)の被扶養者として記録されている。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101386号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200017号

第1 結論

昭和56年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月

私は、退職後に未納であった昭和55年10月から昭和56年2月までの期間と婚姻後の任意加入被保険者となる同年3月に係る国民年金保険料を、同年12月23日に一括して納付したが、請求期間のみが未加入期間とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、昭和55年10月1日強制被保険者資格取得、昭和56年3月15日同資格喪失、昭和56年12月23日任意加入被保険者資格取得の記録が確認できるところ、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

しかしながら、請求者が所持している国民年金保険料の「納付書・領収証書」によれば、請求期間を含む国民年金保険料の納付書が発行されたことは明らかであり、これに基づき、請求者は昭和56年12月23日に、請求期間を含む昭和55年10月から昭和56年3月までの期間の国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。